

新しい『堆肥』の名前を募集します!!



須恵町堆肥センター

須恵町内の酪農家で組織する須恵町堆肥生産組合では、昭和55年から酪農事業により排出される牛ふんを原料とし、「オガクズ」と混ぜ合わせて、堆肥を製造してきました。

平成21年度から、今までの「オガクズ」に「草・木、剪定枝」を加え、資源を有効に活用した循環型で地球に優しい堆肥の製造に取り組んでいます。

この「草・木、剪定枝」は、町内美化作業や各家庭から排出され、須恵町環境美化集積所に搬入されているものです。搬入された「草・木、剪定枝」を細かいチップ状にし、混ぜ合わせて製造した結果、いままでの堆肥よりもさらさら



色も濃く、より熟成した仕上がりとなっています。この堆肥を平成23年4月から本格的に販売を行う予定です。そこで、販売のための堆肥の名前(商品名)を募集します。現在の堆肥(商品名「土づくり」)は、33ℓの袋で販売していますが、新商品では40ℓの袋にして販売します。応募していただいた名前(商品名)は、堆肥生産組合および町において厳正に選定します。最優秀賞(採用)は1万円分、優秀賞(2名)には5千円分、入賞(5名)には2千円分のそれぞれ図書カードを進呈します。

また、佳作として50名様に新しく製造した堆肥(1袋)を差し上げます。当選者の発表は、商品の発送をもってかえさせていただきます。決定した商品名は、3月号の広報および須恵町ホームページで発表します。

この堆肥を平成23年4月から本格的に販売を行う予定です。そこで、販売のための堆肥の名前(商品名)を募集します。現在の堆肥(商品名「土づくり」)は、33ℓの袋で販売していますが、新商品では40ℓの袋にして販売します。応募していただいた名前(商品名)は、堆肥生産組合および町において厳正に選定します。最優秀賞(採用)は1万円分、優秀賞(2名)には5千円分、入賞(5名)には2千円分のそれぞれ図書カードを進呈します。



▲今までの堆肥「土づくり」



▲新しい堆肥

～応募方法～

- 応募期間 平成22年11月15日(月)～平成22年12月15日(水)
- 応募方法 ハガキ、持参およびインターネット(須恵町ホームページをご覧ください。)

～ハガキ、持参での応募は～

- 郵送先および提出先
須恵町役場 健康福祉課 環境係
〒811-2193
須恵町大字須恵771番地
- 記入内容 ①住所、②氏名、③年齢、④電話番号、⑤新しい堆肥の名前(商品名)、⑥名前(商品名)の理由
- 問合せ先 健康福祉課環境係
☎932-1151(内線151)
須恵町堆肥生産組合(組合長:大場 仁)

旅石(乙)植木線舗装修繕工事費	3396万円
須恵中央駅前広場整備事業	1681万円
公共下水道事業特別会計繰出金	2億2731万円
消防費	
柏屋南部消防組合負担金	2億2400万円
防災センター建設事業費	2960万円
飛越分団格納庫建設事業費	1637万円
教育費	
施設整備工事費	893万円
校区コミュニティ推進補助金	570万円
学校ICT整備事業費	4694万円
小・中学校舎耐震事業費	2392万円
その他	
緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費	2212万円
プレミアム商品券発行補助金	500万円
中国・九州北部豪雨等災害復旧事業費	1億682万円
町債元金償還金	6億6137万円
町債利子償還金	1億3233万円

健全化判断比率および資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成21年度決算による「健全化判断比率」、「資金不足比率」を公表します。いずれの指標も健全化基準を下まわっているため、健全であるといえます。

1. 平成21年度 健全化判断比率

(単位: %)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
須恵町の算定値	—	—	13.4	76.3
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	
(参考: 黒字比率△)	(△3.23)	(△8.15)		

①実質赤字比率

町の財政規模に対する一般会計の実質赤字の比率。平成21年度決算で一般会計は黒字であり、実質赤字額がないため、実質赤字比率は算定されませんので「-」で表示しています。(参考として黒字額の比率を△で記載しています。)

②連結実質赤字比率

町の財政規模に対する全ての会計の実質赤字の比率。平成21年度決算で町の全ての会計の実質収支額を合算すると黒字になっており、連結実質赤字比率は算定されませんので「-」で表示しています。(参考として黒字額の比率を△で記載しています。)

③実質公債費比率

町の財政規模に対する公債費(町債の元利償還金)や公債費に準じた経費の比率の平成19年度から21年

度の3か年の平均。早期健全化基準を下まわっています。

④将来負担比率

町債残高のほか一般会計が将来負担すべき実質的な負債の財政規模に対する比率です。平成21年度末時点での将来負担比率は、早期健全化基準を下まわっています。

※①～④の比率のいずれかが「早期健全化基準」以上の場合は、自主的な改善努力による早期の「財政健全化計画」を策定しなければいけません。

※①～③の比率のいずれかが「財政再生基準」以上の場合は、「財政再生計画」を策定し国の関与を受けながら財政の再生を図ることになります。

2. 平成21年度 公営企業の資金不足比率

(単位: %)

	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
⑤資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0		
(参考: 資金剰余比率△)	(△44.8)	(△7.7)	(△22.1)

⑤資金不足比率

公営企業の事業の規模に対する資金の不足額の比率で企業会計ごとに算出します。平成21年度決算では、三つの企業会計とも資金の不足額はないため資金不足比率は算定されませんので「-」で表示しています。

(参考として資金剰余額の比率を△で記載しています。)
※⑤資金不足比率が「経営健全化基準」以上の場合は、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を図ることになります。